

歩行者利便増進道路に係る道路占用許可に関する基準

(趣旨)

第1条 この基準は、道路法（昭和27年法律第180号）第48条の20第1項の規定により指定した歩行者利便増進道路（以下「ほこみち」という。）における道路占用の許可に当たり、法令等に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(占用範囲)

第2条 道路占用を許可する範囲は、道路法第33条第2項第3号の規定により市が指定する利便増進誘導区域内において、道路交通を大きく阻害しない範囲とする。

(占用物件)

第3条 道路占用を許可する物件は、道路法施行令（昭和27年政令第479号）第16条の2各号に掲げる物件のうち、第1号から第5号までに掲げるものとし、同条第6号に掲げる物件については、ほこみちに係る占用ではなく、通常の占用に係るものとして判断する。

2 道路占用場所地先の商店等に係る商品置場は、人力で容易に移動し得ない程度の定着性を有し、容易に転倒しないなど安全性に配慮したものについてのみ、同条第4号の物件と判断する。同様に道路占用場所地先の商店等に係る看板その他の標示物のうち、同様の定着性を有し安全性に配慮したものについては、同条第3号の物件と判断する。

(占用期間)

第4条 ほこみちに係る占用の期間は、5年（占用期間の開始日が属する年度を初年度として、終了日は5年度目の末日）とする。

(占用者)

第5条 占用者は、次のとおりとする。

- (1) ほこみちの指定区域内における商店街等に係る組合等の組織
- (2) 各商店の店主等（占用しようとする箇所の地先又は近隣の者に限る。）
- (3) その他市が占用主体として適当と認めるもの

2 占用者は、ほこみちの占用の申請に当たり、申請書類に次の条件を承諾する旨の宣誓書を添付しなければならない。

- (1) 占用物件の設置に当たり、人力で容易に移動し、又は転倒しないよう定着性を持たせ、通行者等の安全に配慮すること。
- (2) 養生テープの貼り付けその他の道路に損傷がない方法により、占用する範囲を明確にするとともに、その状況を日々確認し、テープの剥がれ等があった際には速やかにこれを補修し、通行者等の事故がないように留意すること。

(3) 道路の機能又は道路交通環境の維持及び向上を図るよう、日々、占用場所及びその周辺の自主清掃を心掛けること。

(占用料)

第6条 ほこみちに係る占用料については、次のとおり算定する。

(1) 次の表の左欄に掲げる物件については、同表の右欄に掲げる物件として占用料の額を算定するものとする。

ベンチ等の休憩施設（合わせてテーブル等を設置するものを含む。）	飲食店等の地先に設置するもので、食事施設の一部に当たるもの	道路法施行令（昭和27年政令第479号。以下「令」という。）第7条第8号に掲げる物件
	上記以外のもの	法第32条第1項第1号に掲げる物件
商品、サービスの案内等を陳列するための棚等の商品置場		令第7条第8号に掲げる物件
地先店舗等の商品、サービス等の案内又はそのメニュー等を表示した立て看板その他の標示物		令第7条第1号に掲げる物件。なお、サンプルケース、マネキン等表示面積を容易に算定できない物件については、当該投影面積を表示面積とみなす。

(2) 前号の規定により令第7条第1号に掲げる物件として、占用料の額を算定する場合の近傍類似の土地の時価（以下「A」という。）の値は、次のとおり算定する。この場合において、Aは、当初の占用及び継続占用の許可（軽易な変更申請の許可を除く。）の時点で算定するものとし、その他の時期については変更しないものとする。

$$\begin{array}{l}
 \boxed{\text{A（近傍類似の土地の時価）の値}} \\
 \text{※上3桁を残し、上4桁目以降を切捨て} \\
 \\
 \text{占用場所の前年度の固定資産税路線価} \times \boxed{\frac{\text{近隣標準地の前年の地価公示の額}}{\text{近隣標準地の前年度の固定資産税路線価}}} \\
 \text{※小数点第4位四捨五入}
 \end{array}
 =$$

(3) 占用料の減免については、道路占用料減免基準（平成26年4月1日実施）の規定に基づき、処理するものとする。

付 則

この基準は、令和3年10月1日から実施する。